

2 2 陳情第 1 4 号

2 2 陳 情 第 1 4 号	神楽坂通り沿道・1～5丁目地区町づくり協定に協定区域の除外をもとめる陳情
付 託 委 員 会	環境建設委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	平成22年4月28日受理、平成22年 6月10日付託
陳 情 者	東京都新宿区神楽坂————— 代表 ————— 外3名

(要 旨)

私どもの所有し居住している新宿区神楽坂5丁目の8番地～12番地は都道放射25号線と早稲田通りに面しており道路予定地になって数十年にわたり建築が制限されております。都道25号線は首都東京の主要な幹線道路でもあります。現在新宿区が進めている町づくり協定の案では大久保通りに面する部分も建築制限等、種々の制約がだされています。ここに土地建物を所有する者と企業そして賃借人は、このような協定には同意しがたく、町づくり協定から当該地域の除外を願いたく、区議会に陳情いたします。

(理 由)

神楽坂5丁目はかつて牛込区肴町といわれ江戸時代より前から庶民の町として栄え、神楽坂とは違った文化と歴史を持っております。町づくりを進めている区役所は机上で、ある大学教授や一部の不動産業者の意見に基づいて計画を進め当該地域の地権者や住民の意見が取り入れられているとは思いません。

この協定が出来上がりますと不動産の利用が大幅に制限されるばかりか経済的価値も大幅に低下し、所有者のみならず賃借人も経済的損失を蒙ります。

神楽坂5丁目地区北側の8～12番地のブロックは一つの独立した島のようになっており、神楽坂1丁目～3丁目と同じようにしなくても何ら不自然ではありません。新宿区が進めてきた区道の改良、電柱の地中化はそれなりの効果がありましたが住民の財産まで、区が監理して所有権を拘束する事は許されません。